

仕事と子育て両立のための  
次世代育成支援推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定について

当社は、社員が仕事と子育てを両立させることができるような働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように「一般事業主行動計画」を策定しましたのでお知らせいたします。

1. 計画期間 平成23年4月1日 から 平成26年3月31日 までの3年間

2. 内 容

子育てを行う従業員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目 標 1 計画期間内に、子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入する。

<対策>

平成23年4月～ 社員のニーズの把握、検討を開始します。

制度の導入、管理職研修及び社内広報誌、社内イントラ等による社員への周知を行います。

目 標 2 計画期間内に、育児中の従業員が雇用形態を変更できる制度を導入する。

<対策>

平成23年4月～制度の適用条件、雇用形態の内容について検討を開始します。

制度導入後、社内広報誌、社内イントラ等を活用して周知・啓発を行います。

目 標 3 計画期間内に、子どもの看護のため、休暇や時間単位で取得できる等利用しやすい制度を導入する。

<対策>

対象となる従業員にヒアリングを行い、子どもの看護休暇・時間単位の取得について意見を集め、制度としての取り組みを検討します。

制度導入後、社内広報誌、社内イントラ等を利用して周知・啓発を行います。

目 標 4 計画期間内に、ボランティア休暇制度を導入する。

<対策>

平成23年4月～ 制度の適用条件について、検討を開始します。

制度導入後、社内広報誌、社内イントラ等を活用した周知・啓発の実施をします。

以 上

お問合せ先

(株)山口井筒屋 業務部 業務担当 作間

電話(083)902-1111